

省令準耐火建物・耐火建築物・準耐火建築物確認書

契約者名		証券番号		明細番号符号等	
	様	代理店確認者			
該当する耐火基準	省令準耐火建物 ^{※1}	耐火建築物 ^{※2※3}	準耐火建築物 ^{※4※5}		

本火災保険契約の保険の対象である建物または動産を収容する建物は、上記の耐火基準に合致していることを、下表の番号に○印を付した確認方法により確認しました。(①、②のいずれかに○をつけてください。)

番号	構造	確認方法
①	省令準耐火建物 耐火建築物 準耐火建築物	施工業者またはハウスメーカー等から下記「省令準耐火建物・耐火建築物・準耐火建築物証明書」を取り付けました。(記名・捺印要) ※施工業者またはハウスメーカー等のご担当者が本物件の仕様を確認できる場合は、ご担当者のご捺印で証明書とすることができます。その場合、会社名に加え、ご担当者のご記名・ご捺印をお願いします。
②		契約者または代理店担当者が施工業者またはハウスメーカー等に確認し、下記「省令準耐火建物・耐火建築物・準耐火建築物証明書」に施工業者・ハウスメーカー名および確認先の担当者名を記載しました。(捺印不要)

省令準耐火建物・耐火建築物・準耐火建築物証明書

下記の建物は、「建物構造」欄記載の構造に該当する建物であることを証明いたします。

年 月 日

建物商品名 (ない場合は記入不要)	
建物所在地	
建物構造	省令準耐火建物 ^{※1} 耐火建築物 ^{※2※3} 準耐火建築物 ^{※4※5}
施工業者または ハウスメーカー名	(住所) (会社名) 印

- (※1) 独立行政法人住宅金融支援機構が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物、同機構の承認を得た建物をいいます。
なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。
- (※2) 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物(耐火建築物)をいいます。
- (※3) 「耐火構造建築物(建築基準法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊防止建築物以外のもの)」「主要構造部^{※6}が耐火構造^{※7}の建物」「主要構造部^{※6}が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^{※8}に適合する構造の建物」を含みます。
- (※4) 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する耐火建築物(準耐火建築物)をいいます。
- (※5) 「特定避難時間倒壊等防止建築物(建築基準法施行令第109条の2の2に規定されている建築物)」「主要構造部が準耐火構造^{※9}の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造^{※10}の建物」を含みます。
- (※6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分をいいます。
- (※7) 建築基準法第2条第7号に定める耐火構造をいいます。
- (※8) 2024(令和6)年4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。
- (※9) 建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造をいいます。
- (※10) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条の3第1号または第2号に適合する主要構造部の構造をいいます。